

# 福島県新型コロナウイルス 感染拡大防止対策

(令和2年5月27日改定)

福島県

# 福島県新型コロナウイルス感染拡大防止対策の概要

## 1. 区域

福島県全域

## 2. 期間

令和2年6月1日(月)から令和2年7月31日(金)

(県内の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえながら  
3週間ごとに段階的に緩和)

① 令和2年6月 1日(月)から令和2年6月18日(木)

② 令和2年6月19日(金)から令和2年7月 9日(木)

③ 令和2年7月10日(金)から令和2年7月31日(金)

## 3. 実施内容

### (1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

ア 日々の暮らしの感染対策

「3密」の回避(密集、密接、密閉)やマスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保などの徹底。

イ 職場における感染対策

時差出勤や在宅勤務(テレワーク)、テレビ会議などの取組を推進。

## ウ 移動に関する感染対策

- ・ 6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。  
(5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること)
- ・ これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象としない。
- ・ その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

## (2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫(例)」等に基づく感染防止対策の徹底を依頼。

## (3) イベント等に関する協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。

6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和。

## (4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

感染拡大の兆候や施設、催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、県民に対して外出自粛に関する必要な協力の要請等を行うとともに、施設管理者等やイベント等の主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

# (1)「新しい生活様式」の定着等に向けた協力依頼

## ア 日々の暮らしの感染対策

- ・「換気の悪い密閉空間」、「大勢いる密集場所」、「間近で会話する密接場面」の「3つの密」を徹底的に回避。
- ・マスクの着用。
- ・手洗いなどの手指衛生。
- ・人と人との距離の確保（できるだけ2 m、最低1 m）。

## イ 職場における感染対策

- ・時差出勤や自転車通勤による人との接触を低減する取組。
- ・在宅勤務（テレワーク）やローテーション勤務、テレビ会議の取組を推進 など

## ウ 移動に関する感染対策

- ・6月18日までの間、5月25日に緊急事態宣言が解除された北海道や埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えること。  
（5月31日までは不要不急の都道府県をまたいだ往来は極力控えること）
- ・これまでにクラスターが発生している業種のうち、感染防止策が徹底され一定の安全性が確保できると考えられる業種については、6月1日から外出自粛の対象としない。
- ・その他の業種については、感染拡大予防ガイドラインの策定や、それに基づく対策が徹底されるまでの間、引き続き外出を控えること。

※「新しい生活様式」については、別紙「新しい生活様式の実践例」を参考にしてください。

# 外出自粛の段階的緩和（県をまたぐ移動等）

○「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、基本的な感染防止策の徹底・継続。

時期	外出自粛	
	県をまたぐ移動等	観光
～5月31日	不要不急の県をまたぐ移動は極力避ける	県外からの観光客の呼び込みは控え、 県内観光から取り組む 観光地において、人と人との間隔を確保
①6月1日～6月18日	○ 5月25日に緊急事態宣言が解除された 5つの都道府県との不要・不急の往来はできるだけ控える	
②6月19日～7月9日	○	○ 県外からの観光客の呼び込みを実施 観光地において、人と人との間隔を確保
③7月10日～7月31日		

# 外出自粛の段階的緩和（クラスター発生施設等）

時期	クラスター発生施設等への外出自粛等	
	接待を伴う飲食業、ライブハウス等	カラオケ、スポーツジム等 (バーやその他屋内運動施設等も含まれる)
～5月31日	業界や専門家等による更なる感染防止策等の検討	業種別ガイドラインの作成
①6月1日～6月18日		<p style="text-align: center;">○</p> 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討
②6月19日～7月9日	<p style="text-align: center;">○</p> 感染防止策を徹底し、厳密なガイドライン等を遵守 クラスターが発生した場合等には休業要請等を検討	
③7月10日～7月31日		

# 「新しい生活様式」の実践例

## (1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

## 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

## (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに**手洗い・手指消毒**      □咳エチケットの徹底      □こまめに換気
- 身体的距離の確保      □**「3密」の回避（密集、密接、密閉）**
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養





### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

#### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

#### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

#### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

#### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

#### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定



# (2) 施設に対する協力依頼

学校をはじめとした全ての事業者や業界団体において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインや「施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）」等に基づく、感染防止対策の徹底を依頼。

## 施設に応じた感染拡大を予防するための工夫（例）

	屋外		屋内						
	運動施設 (屋外)	公園	映画館 公会堂 演芸場等	物品販売業 (スーパー等)	博物館 美術館 図書館	理美容 ほか 対人サービス業	学校 学習塾	公共交通	飲食店
密接	ロッカー、シャワー等 屋内共用施設使用制限		入場人数の制限・滞在時間の制限			滞在時間の制限	小人数で滞在時間の制限	乗車人数制限・時差通勤	入場人数の制限・滞在時間の制限
密集	接触スポーツの制限	密の注意喚起掲示	四方を空けた席配置	レジ等で間隔を空ける(床に印をつける等)	四方を空けた席配置・展示配置の工夫	四方を空けた席配置	四方を空けた席配置	座席間隔に留意	座席間隔に留意・真正面は避ける
密閉	—		頻繁な換気（窓開け、扇風機）						テラス席 2方向換気
衛生対策 その他	マスク着用								
	—		対面する場でのビニールカーテン等設置・対面機会を避ける						
	スポーツ後の飲み会等は控える	—	入場時手指衛生				こまめな手洗い	—	入場時手指衛生
	共用物品・設備の消毒（ディスポの利用も）、キャッシュレス								
	—		(滞在時間が長い場合) 入場時体調チェック						—
	従業員の衛生対策・3密対策、休憩や食事の分散								

「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）を参考に作成

# (3) イベント等に関する協力依頼

6月18日までの間は、引き続き適切な感染防止策を講じた上で、屋内の場合は100人以下、屋外の場合は200人以下の参加人数とすること。

6月19日以降については、イベントの規模要件を段階的に緩和。

## 【イベント等の開催可否の判断】

### ①の段階(6月1日から6月18日まで)

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること
- ・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）
- ・適切な感染防止対策（入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声等を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策等）を講じること
- ・イベント等の前後や休憩時間などの交流の場で感染拡大のリスクを高める可能性があることを踏まえ、イベント等の主催者等はこうした交流等を極力控えるよう呼びかけること
- ・展示会、見本市等についても、人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件並びに感染防止策についてはイベントに準じて対応することとし、人と人との距離等が確保されるよう入場制限等の対応を適切に講ずること

### ②の段階(6月19日～7月9日まで)

- ・屋内・屋外ともに1,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること
- ・屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ2m）

### ③の段階(7月10日～7月31日まで)

- ・屋内・屋外ともに5,000人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ2m)。

(注) 上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合（例えばプロスポーツイベントの選手と観客等）には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合（例えば展示会的主催者と来場者等）には両者を合計した数とする。

## 【イベントの無観客開催について】

全国的な人の移動を伴うイベント（プロスポーツ等）については、主催者において選手・出演者等に対して適切な感染予防策（例えば、選手等に発熱や感冒症状がある場合の出場自粛、控え場所等における三密回避等）を講じること。

イベントの選手・出演者、観客等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動管理（例えば、夜の街への外出等の感染リスクのある行動の回避）を確保することを前提として、まずは6月19日以後、無観客で開催すること（7月10日以後は各段階における上限人数、収容定員に係る人数割合及び人と人との距離に係る要件によること。）。

## 【祭り等の行事に係る対応】

祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事については、次のとおりの対応を行うこと。

- ①地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。
- ② ①以外の行事（全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの）については、中止を含めて慎重に検討すること。

## 【感染拡大防止に係る重要な留意点】

- ①各段階における上限人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意すること。例えば、密閉された空間において大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が想定されるようなイベント等に関しては、上記の上限人数や収容率の目安に関わらず、開催にあたってより慎重に検討すること。
- ②イベントの主催者等は、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用を検討すること。

# イベント開催制限の段階的緩和（その1）

時期		収容率	人数上限
①6月1日～6月18日	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
②6月19日～7月9日	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
③7月10日～7月31日	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

# イベント開催制限の段階的緩和（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 <small>（全国的移動を伴うもの）</small>	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
①6月1日～ 6月18日	○ 【100人又は50% <sup>(注)</sup> （屋外200人）】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		
②6月19日～ 7月9日	○ 【1000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】 <sup>(ネット中継等)</sup> * 無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	○ * 特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
③7月10日～ 7月31日	○ 【5000人又は50%】 * 密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 * 入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 * 感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

「移行期間における都道府県の対応について」

(令和2年5月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)を参考に作成

## (4) 感染拡大の傾向がみられた場合の対応

今後、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、国と連携して特措法第24条第9項に基づく措置を含め、次により対応する。

### ア 外出の自粛等

外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

### イ イベント等の開催

催物の無観客化、中止または延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

### ウ 施設の使用制限等

施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。